

# 藤沢市中学校給食予約システム等運用業務委託 公募型プロポーザル実施要領

藤沢市教育部学校給食課で導入している「藤沢市中学校給食予約システム」の運用業務委託期間満了に伴う予約システム委託業者の選定のため、次のとおりプロポーザルを実施する。

## 1 主旨

藤沢市では、2013年（平成25年）8月に策定した「中学校給食実施にあたっての基本方針」において、市の栄養士が作成した献立に従って民間施設で調理業者が調理し、弁当箱に詰めて学校に配送するデリバリー方式の給食と家庭からの弁当持参の選択制を実施しており、給食利用のために利用者の利便性を考慮した給食予約システムを導入することとしている。

この度、現在利用しているシステムが2024年（令和6年）12月末をもって運用業務委託契約期間が満了することに伴い、既存システムを見直し、更なる利用者の利便性の向上及び事務効率の向上を図ることを目的に、更新を行うものである。

システムの導入にあたっては、価格のみによる競争では目的を達成することができないため、技術力及び事務処理に関する提案等を点数化し評価する公募型プロポーザルによって、「藤沢市中学校給食予約システム」の委託業者を選定する。

## 2 契約の概要

### (1) 契約の名称

藤沢市中学校給食予約システム等運用業務委託

### (2) 事務局

担当課 教育部学校給食課

担当 事務担当 金子

住所 251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466-50-8247

E-mail fj-gakko-k@city.fujisawa.lg.jp

### (3) システムの概要

別紙1 「藤沢市中学校給食予約システム等運用業務委託仕様書」

別紙2 「機能要件一覧」

別紙3 「ウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書」

別紙4 「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」

### (4) 業務委託期間

2025年（令和7年）1月1日から2025年（令和7年）3月末日まで。

ただし、本業務について、2029年（令和11年）12月末日まで単年度ごとに継続して契約できるものとし、毎年度の予算議決を条件とする。

(5) システムの運用にかかる金額の上限

月額 1,696,617円(税込)

<参考>

5年間(60ヶ月)として101,797,020円(税込)を想定

(6) 対象校の概要

(対象校)

学校数	学校名	所在地
19校	・藤沢市立第一中学校	藤沢市鵜沼神明5丁目10番9号
	・藤沢市立明治中学校	藤沢市辻堂新町2丁目13番1号
	・藤沢市立鵜沼中学校	藤沢市鵜沼桜が岡4丁目3番37号
	・藤沢市立六会中学校	藤沢市亀井野1000番地
	・藤沢市立片瀬中学校	藤沢市片瀬山4丁目1番1号
	・藤沢市立御所見中学校	藤沢市用田500番地
	・藤沢市立湘洋中学校	藤沢市辻堂東海岸4丁目17番1号
	・藤沢市立長後中学校	藤沢市下土棚590番地
	・藤沢市立藤ヶ岡中学校	藤沢市藤が岡3丁目18番1号
	・藤沢市立高浜中学校	藤沢市辻堂西海岸1丁目4番3号
	・藤沢市立善行中学校	藤沢市石川3988番地の1
	・藤沢市立秋葉台中学校	藤沢市遠藤2000番地の2
	・藤沢市立大庭中学校	藤沢市大庭5416番地の6
	・藤沢市立村岡中学校	藤沢市弥勒寺2丁目1番27号
	・藤沢市立湘南台中学校	藤沢市湘南台7丁目18番地の1
	・藤沢市立高倉中学校	藤沢市高倉1122番地
	・藤沢市立滝の沢中学校	藤沢市遠藤699番地の3
	・藤沢市立大清水中学校	藤沢市大鋸1400番地
	・藤沢市羽鳥中学校	藤沢市羽鳥4丁目13番14号

(給食実施日)

給食実施日は契約履行期間内で、土曜、日曜及び国民の祝日並びに長期休業日を除いた日で190日程度を原則とし、委託者が受託者に指示するものとする。

### 3 資格要件

- (1) 本プロポーザル公表日を基準とした過去5年間に、地方公共団体への給食予約システムの導入及び運用実績(履行中の案件も含む)を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公表日以後に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。同要綱に基づく参加資格者名簿に登載のない事業者についても、指名停止と同等の事項がないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをし

ている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

公表日以後に当該申立てをした者については、参加資格を取り消すこととする。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）の認証を取得していること。
- (7) 「かながわ電子入札共同システム」による令和5年度・令和6年度競争入札参加資格者の認定を受けていること。受けていない場合は、参加表明時に事務局が指定する書類を提出すること。

#### 4 スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

項目	日程
実施要領の配布 参加表明・ 質問受付開始	2023年（令和5年）12月28日（木）
参加表明・質問受付終了 （質問業者→本市）	2024年（令和6年）1月16日（火）
質問回答・ （本市→質問業者） 参加資格確認結果回答	2024年（令和6年）1月19日（金）
提案書類受付開始	2024年（令和6年）1月22日（月）
提案書類受付終了・ 参加申込辞退届提出期限	2024年（令和6年）1月31日（水）
審査	2024年（令和6年）2月13日（火）
審査結果通知	2024年（令和6年）2月26日（月）（予定）

#### 5 実施要領の配布

期間	2023年（令和5年）12月28日（木）から 2024年（令和6年）1月31日（水）まで
配布方法	本市のHPからダウンロードしてください。

#### 6 参加表明

プロポーザルへの参加を希望する場合は、「3 資格要件」を確認の上、次の書類を期間内に決められた方法により提出してください。提出後、事務局で資格要件について確認し、参加表明書の提出者に対し、2024年（令和6年）1月19日（金）までにEメールで結果を通知します。

なお、参加表明書を提出後、都合により辞退する場合は2024年（令和6年）

1月31日（水）までに参加申込辞退届（様式第4号）を提出してください。

（1）提出書類

「3 資格要件（7）」に定める認定を受けている場合は、次のア、イ及びカを、認定を受けていない場合は、ア～カの書類を提出してください。

ア 参加表明書（様式第1号） 1部

イ 会社概要書（様式第2号） 1部

会社パンフレット等、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）の認証（写）を添付してください。

ウ 登記簿謄本の写し 1部

エ 決算書の写し 1部

契約締結の直前第1年度決算（貸借対照表及び損益計算書等）の写し

オ 納税証明書 各1部

次の分類表により提出してください。

証明書等は、参加表明書提出日から3ヶ月以内に発行されたものであること。

（ア）納税証明分類表

税 目	市内に事業所がある	市内に事業所がない
法人税	○	○
消費税及び地方消費税	○	○
法人市民税	○	不要
固定資産税	○	不要

（イ）納税証明書についての注意事項

- a 法人税、消費税及び地方消費税については、提出する決算書と同じ年度の納税証明書、若しくは、未納のないことの証明
- b 法人市民税については、提出する決算書と同じ年度の納税証明書
- c 固定資産税については、提出する決算書と同じ年度及び翌年度の納期到来分の納税証明書。固定資産がない場合は、無資産証明書を提出してください。
- d 税目が該当していても、その税額が0円又は課税されない場合は、そのことがわかる証明書を必要とします。

カ 誓約書（様式第3号）

（2）提出期間

2023年（令和5年）12月28日（木）から2024年（令和6年）1月16日（火）

（3）提出方法

事務局宛に持参または郵送（書留、簡易書留、特定記録郵便に限る）で提出してください。持参する場合は、土日祝日を除く提出期間内の午前9時から正午及び午後1時から5時のみ受付します。郵送で提出する場合は、電話にて事務局に書類が到着しているかの確認を必ず行ってください。

7 質問事項の受付及び回答

受付期間	2023年（令和5年）12月28日（木）から 2024年（令和6年）1月16日（火）午後5時まで
受付方法	質問書（様式第5号）をEメールにて提出してください。 提出の際は、Eメールのタイトルを「プロポーザル質問書」とし、メール送信後に事務局へ電話連絡をしてください。
Eメール アドレス	<a href="mailto:fj-gakko-k@city.fujisawa.lg.jp">fj-gakko-k@city.fujisawa.lg.jp</a>
回答期限	2024年（令和6年）1月19日（金）
回答方法	参加表明書提出者全員にEメールにて送付（添付ファイル形式はPDFの予定）。なお、回答に対する再質問は受け付けません。

## 8 提案

期間	2024年（令和6年）1月22日（月）から 2024年（令和6年）1月31日（水）午後5時まで（必着）
提出方法	提出書類（正本1部、写し15部）を事務局に持参または郵送（書留、簡易書留、特定記録郵便に限る）してください。 持参する場合は、土日祝日を除く提出期間内の午前9時から正午及び午後1時から5時のみ受付します。郵送で提出する場合は、電話にて事務局に書類が到着しているかの確認を必ず行ってください。
提出書類	<p>(1) 提案書（様式第6号）一式</p> <p>ア システム提案書</p> <p>A4版表紙・目次含め50枚以内、A3は折り込み可であるが2枚換算、評価項目については任意書式可、文字数制限なし、10.5ポイント以上、片面・両面印刷は問わない。</p> <p>なお、提案書の内容については次の評価項目について提案することとする。</p> <p>(ア) 選択制デリバリー方式による中学校給食の運用に関すること</p> <p>(イ) 給食費に関すること</p> <p>(ウ) 献立管理に関すること</p> <p>(エ) 給食の予約に関すること</p> <p>(オ) 精算返金・年度更新に関すること</p> <p>(カ) 予約システムの管理体制に関すること</p> <p>(キ) セキュリティ・サポート体制に関すること</p> <p>イ 別紙2機能要件一覧の回答欄及び必要に応じ代替案を記入したもの</p> <p>ウ 見積書（様式第7号）、見積内訳書（任意書式）</p> <p>(ア) 追加費用が発生する可能性のある旨の前提条件は、原則認めない</p> <p>(イ) 見積書は月額で記載すること。</p> <p>(ウ) 見積金額が予算の上限を超えた提案者は失格とする。</p>

	エ 別紙 3 ウェブアプリケーションのセキュリティチェックシートに回答を記入したもの オ 帳票サンプルで必要と認められるもの ※ 提出書類は写し含め、モノクロ・カラーどちらでも可
--	---

## 9 審査

藤沢市中学校給食予約システム等運用業務委託審査選定委員会を開催し、審査を行う。「藤沢市中学校給食予約システム等運用業務委託公募型プロポーザル評価基準」のとおり、提案書及びプレゼンテーション、書類審査の評価により、優先交渉権者を決定するが、評価点の合計が配点の 6 割以下の場合は、参加資格の条件を満たしている場合であっても、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定の対象としない。なお、最高評価点と同点の場合、機能要件一覧の評価点の高い者から順に優先交渉権者とする。

また、提案書提出者が 4 者以上の場合、事務局による書類選考により上位 3 者をプレゼンテーションに参加できるものとし、上位 3 者に選出されなかった提出者に対して、事務局から選定結果を 2024 年（令和 6 年）2 月 7 日（水）までに E メールで通知する。

実施日	【予定】2024 年（令和 6 年）2 月 13 日（火） ※実施時間及び場所等については、別途連絡する
出席者	5 名以内※ヒアリングを行うため、システム開発技術者を含むこと
内 容	事前準備 5 分 プレゼンテーション 15 分程度 デモンストレーション 25 分程度 ヒアリング 25 分程度 片付け 5 分 ※プロジェクター・HDMI ケーブル・スクリーンについては本市が用意する。その他に必要な場合は提案者が用意すること。 ※プレゼンテーションとデモンストレーションで合計 40 分以内とする。

## 10 評価項目

「藤沢市中学校給食予約システム等運用業務委託公募型プロポーザル評価基準」のとおり。

## 11 審査結果

通知日	【予定】2024 年（令和 6 年）2 月 26 日（月）
通知方法	選定結果通知書（様式第 8 号、第 9 号）により通知します。

## 12 契約について

- (1) 優先交渉権は、選定結果通知書（様式第 8 号、第 9 号）の送付により効力を発生させる。
- (2) 優先交渉権者との協議の結果、業務委託契約を締結する。

- (3) 仕様については、優先交渉権者の提案に基づき、市と優先交渉権者で調整した上で決定する。
- (4) 優先交渉権者との協議の中、やむを得ない理由等により、システム開発ができない等の場合は、審査委員会で評価された次点者を優先交渉権者として繰り上げ、協議を行う。

### 13 留意事項

- (1) 提案書等の提出書類に不備のあった者、または提出期限に遅れた者は失格とする。
- (2) 本プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。
- (5) 本市が提供もしくは貸与した資料等は本プロポーザル以外に使用することはできない。
- (6) 提案書の提出は1者につき1案とする。
- (7) 提案書を提出するに当たり、他者の協力を得た場合はその旨を提案書に明記すること。
- (8) プロポーザルに参加した者の名称等は公表しない。
- (9) 審査に係る電話等による問い合わせには応じない。
- (10) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (11) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案書を提出した事業者に帰属する。ただし、市が公表等にあたり、修正等が必要と判断した場合には、市は、無償で使用及び修正できるものとし、あわせて、提案書を提出した事業者は、著作者人格権を主張しないものとする。なお、提出書類は、本業務以外の目的で使用することはないが、提案書は、「藤沢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当する部分を明らかにすること。
- (12) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (13) 令和6年度予算が藤沢市議会において議決されない場合は、本プロポーザルは無効となる場合がある。

以上